

募集案内の配布は2月24日～3月4日

都営住宅(地元割当)の 入居者を募集します

●シルバークリア
単身者向け

【募集戸数】2戸
【申込資格】次のすべてに該当する方

- ▼区内在住の65歳以上で住宅に困り、原則として親族と同居していない単身者
- ▼都内に継続して3年以上住んでいる
- ▼年間所得金額が基準内(0円～256万8千円)

※詳しくは、募集案内でご確認ください。

※申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき年間所得金額に38万円を加算してください。

【募集案内の配布】2月24日(火)～3月4日(水)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館(施設の休館日を除く)で配布します。2月24日(火)からは新宿区ホームページからも取り出せます。

【申込み】募集案内に折込みの申込書を、住宅課へ郵送してください。2月24日(火)～3月5日(木)の消印があり、3月6日(金)までに到着したものを受け付けます。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階) ☎(5273)3787・FAX(3204)2386へ。

平成27年第1回区議会定例会の日程

期日	開会時間	会議・委員会の名称
2月20日(金)	午後2時	本会議(区長の区政基本方針説明)
2月25日(水)	午前10時	本会議(代表質問)
2月26日(木)	午前10時	本会議(代表質問・一般質問)
2月27日(金)～3月12日(木) (土・日曜日を除く)	午前10時	予算特別委員会(平成27年度予算案の審査)
3月16日(月)・17日(火)	午前10時	常任委員会(総務区民・福祉健康・環境建設・文教子ども家庭)
3月18日(水)	午前10時	特別委員会(防災等安全対策、自治・地方分権)
3月19日(木)	午後1時30分	特別委員会(議会・行政改革)
3月23日(月)	午後2時	本会議(議案、意見書、決議等の採決)

◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者の配置もできます。本会議と予算特別委員会の様子は区議会ホームページ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html>)でご覧いただけます。日程は変更になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】区議会事務局調査管理係(本庁舎5階) ☎(5273)3534・FAX(3209)9995へ。

- 今回の定例会で審議する主な議案(予定)
 - ◎予算案…平成27年度新宿区一般会計予算
 - ◎条例案…新宿区子ども・子育て会議条例、新宿区景観まちづくり条例の一部を改正する条例
- 【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

自己負担の限度額

所得の区分	加入している保険	国民健康保険と介護保険	
		後期高齢者医療制度と介護保険	70歳～74歳の方がいる世帯
現役並み所得世帯の方		67万円	126万円
一般世帯の方		56万円	67万円
住民税非課税等世帯の方	区分Ⅱ	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	

医療保険・介護保険の両方を利用する世帯の負担が重くならないよう、8月～翌年7月の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が高額になった場合に、限度額(上表)を超えた金額を払い戻します。

払い戻しには、事前に申請が必要です。26年7月31日現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、高額介護合算療養費の支給に該当すると思われる方には、2月下旬までに申請書を発送します。

今回お送りする申請書の対象期間は、25年8月～26年7月の12か月分です。自己負担額は、すでに払い戻されている高額療養費・高額介護(予防)サービス費を除いた金額が対象です。

◎該当する場合でも「25年8月～26年7月に新宿区に転入した方」ほかの

健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に変わった方」には申請書をお送りしない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

◎26年7月31日現在、国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険(会社などの健康保険)に加入している方は、各医療保険者へお問い合わせください。払い戻しの申請に必要な介護保険の自己負担額証明書は、介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176で発行します。

【申請問合せ】国民健康保険：医療保険年金課国保給付係 ☎(5273)4149・FAX(3209)1436、後期高齢者医療制度：高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎(5273)4562・FAX(3203)6083(いずれも本庁舎4階)へ。

高額介護合算療養費等

支給申請書をお送りしています

【日時・内容等】下表のとおり

【対象】区内在住で障害のある方。定員に余裕がある場合は家族も参加できます。

【費用】1講座1回100円(減免制度あり。材料費等は各自負担)

【会場・申込み】3月6日(金)までに電話かファックス(2面記載例のほか障害名を記入)または直接、同センター(戸山1-22-2) ☎(3232)3711・FAX(3232)3344へ(日曜日を除く)。応募者多数の場合は抽選。

区立障害者福祉センターの講座

講座名	曜日・時間・回数	定員	開始日	
4月～28年3月	書道	第1・第3月曜日午後3時～5時(24回)	15名	4月6日
	茶道	第1火曜日午後1時～3時(12回)	12名	4月7日
	絵手紙	第3水曜日午後1時15分～3時15分(12回)	15名	4月15日
	俳句	第4木曜日午後1時～3時(12回)	10名	4月23日
	リズム体操(18歳～64歳の知的障害者向け)	第2土曜日午後0時45分～2時45分(10回)	50名	4月11日
4月～9月	組みひも	火曜日午後1時～3時(24回)	15名	4月7日
	料理入門(身体障害者向け)	第3木曜日午後2時～5時(6回)	8名	4月16日
4月～6月	料理入門(知的障害者向け)	第4土曜日午後1時～3時30分(6回)	10名	4月25日
	陶芸	月曜日午後1時15分～3時15分(11回)	8名	4月6日
4月～7月	きめこみパッチワーク	火曜日午前10時～12時(12回)	5名	4月7日
	いきいき健康教室	月曜日午前10時～11時30分(13回)	10名	4月13日
4月	軽体操	木曜日午前10時～11時30分(13回)	12名	4月9日
	パソコン教室(初めての方向け)	水曜日午前10時～11時30分(3回) 木曜日午後1時30分～3時(3回)	10名	4月8日 4月9日

大雪による事故防止のために 建築物の安全確認を

昨年2月の関東甲信地方の大雪により、体育館等の屋根やカーポートの倒壊などの被害が発生しました。大雪や降雪後の雨による雪の重みの増大で、老朽化した建築物やカーポート等の簡易な建築物は倒壊する恐れがあります。気象情報等を確認の上、大雪等が予測される場合には、建築物の倒壊に注意してください。

●建築物の所有者・管理者へ

建築物の適正な維持管理と安全性を確保する責任があります。事故を未然に防ぐため、特に注意が必要な建築物の安全性について、点検・補修等をお願いします。

こんな建築物は点検を

- ▼屋根の傾斜が緩い建築物
- ▼屋根がテント地・布製等の建築物
- ▼老朽化した木造住宅
- ▼カーポート
- ▼アーケード

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3544・FAX(3204)2338へ。

20歳前の傷病により 障害基礎年金を受給している方へ 所得がなくても住民税の申告が必要です

20歳前の傷病による障害基礎年金は、受給権者本人の前年の所得により、その年の8月～翌年7月に年金を受けられるかどうかが決まります。

確定申告や年末調整をしない方は、所得がなくても住民税(特別区民税・都民税)の申告が毎年必要です。申告がない場合は、年金の支給が停止されます。

扶養親族がいない場合の所得限度額(年額)

- ▼前年の所得が36万4千円を超える方：半額支給停止
- ▼前年の所得が46万1千円を超える方：全額支給停止

【問合せ】▼障害基礎年金：医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338・FAX(3209)1436へ。

▼住民税の申告：税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108・FAX(3209)1460へ。